

海外経済要録

国際機関

◇ G-10会議、先進国間金融援助取決めの締結に関する コミュニケを発表

主要10か国の蔵相および中央銀行総裁(G-10)は、1月14日および16日にワシントンで会合し、先進国相互間の新たな金融援助取決め(solidarity fund)の早期締結に関し合意し、次のコミュニケを発表した。

(1) 一般借入れ取決め(GAB)参加10か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、1975年1月14日および16日にワシントンにおいて、日本の大平正芳蔵相を議長として会議を開催した。本会議には H. J. ウィットフェーン IMF専務理事のほか、F. ロイトヴィラー・スイス国民銀行総裁、E. パン・レネップOECD事務総長、R. ラールBIS総支配人、W. ハーフナーカンブEC委員会副委員長も参加した。

(2) R. オッソラ代理会議議長から報告を聴取した後、蔵相および総裁は、全OECD加盟国が自由に参加することができる2年間利用可能な協力基金 solidarity fund、すなわち新しい金融援助取決めをできるかぎり早期に設置すべきであることに合意した。基金のクォータはこの協定への参加国ごとに決定され、このクォータを基準として各参加国の義務、借入権および投票権の割合が決定されるものとする。クォータは主としてGNPおよび貿易量に基づいて各国別に決定されるものとする。参加国のクォータの総額は約250億ドルとする。

(3) この取決めの目的は、参加国がエネルギーの生産拡大およびその節約を促進するための協力をめ、適切な内外経済政策をとることを支援することである。この取決めは、最後のよりどころ(last resort)として利用されるセーフティ・ネットとすることが合意されている。新取決めに基づき融資を要請する参加国は、深刻な国際収支上の困難に直面していること、ならびに、自国の外貨準備および他の手段を通じて利用できる資金を最も適切に利用していることを明らかにしなければならない。この取決めに基づいて行われるすべての融資には、適切な経済政策上の条件が付されるものとする。また、全参加国は取決めに基づく融資が返済不能となった場合の危険負担を、各国のクォータに比例しかつクォータを限度として共同して分担することが

合意された。

(4) 参加国の融資要請に応じて、その他の参加国は融資を供与するかどうか、ならびにその融資条件を、融資額が被融資国のクォータを超えない場合には3分の2の多数決で決定するものとする。また、参加国は融資を行うに際して、国際収支上の理由がある場合には、直接きょ出を免除されるべきであるとの決定を3分の2の多数決によって行うことができる。クォータを超えクォータの200%に達するまでの額の融資を供与するためには、それ以上の特別多数(a very strong majority)が必要なものとし、さらにこれを超えて融資する場合には全会一致による決定が必要なものとする。1か国以上の参加国が融資の資金調達のための拠出を免除される場合には、融資を行うかどうかの上記多数決の要件はきょ出を求められる参加国だけについても満たされなければならない。

(5) 資金調達方法を決定するためにはさらに作業を重ねる必要がある。資金調達方法のうちには、直接きょ出または資本市場での共同借入れないしはその双方が含まれる。新取決めが完全に成立するまでの間は、中央銀行間の信用取決めを通じて暫定的に資金調達を行うこともまた考える。

(6) 蔵相および総裁は、以上の原則の線に沿って取決め案を準備するため、この件に関心のあるOECD加盟国すべての代表からなるOECD臨時作業部会をただちに設置するよう勧告することに合意した。蔵相および総裁の見解としては、この作業は、1975年2月末までにOECD理事会の採択に付することができるようなタイミングで完了されなければならない。

◇ IMF総務会暫定委員会、国際通貨制度に関する コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は1月15、16日の両日ワシントンで会合、次のコミュニケを発表した。

(1) 国際通貨基金(IMF)の暫定委員会は1975年1月15、16日、ワシントンにおいて、J. N. ターナー・カナダ蔵相を議長として第2回会合を開催した。H. J. ウィットフェーン IMF専務理事が同会合に参加した。下記パラグラフ(2)、(3)および(4)に関連した事項についての委員会の討議にはオブザーバーとして、H. K. ベディエ世銀・IMF合同開発委員会議長、G. コレア UNCTAD 事務局長、W. ハーフナーカンブEC委員会副委員長、M. A. ハサネインOPEC経済局長、R. ラール BIS 総支配人、E. パン・レネップ OECD 事務総長、O. ロング GATT 事務局長、R. S. マクナマラ

世銀総裁も参加した。

- (2) 委員会は世界経済の見通しについて、また、その見通しを背景として国際的な調整過程について討議を行った。現在の経済不況の深刻化と長期化について深い憂慮が表明された。インフレーションとの戦いを続ける一方で、不況対策がとられるべきであること、とくに国際収支ポジションの相対的に強い国によってとられるべきであることが主張された。主要石油輸出国のグループとそれ以外のすべての国との間のみならず、後者のグループ内の諸国間、とくに工業国と一次産品産出国との間に、非常に大幅な不均衡が持続している事実が注目された。また、主要産油国を除く発展途上国については、1975年に300億ドル台に上ると見込まれる非常に大幅な経常収支赤字をファイナンスするのに十分な資金調達、不可能になるのではないかという不安が表明された。
- (3) 委員会は、オイル・ファシリティが1975年も拡大されて存続されることに合意した。委員会は、同ファシリティへの資金供与について、IMFに加盟している主要石油輸出国および外貨準備と国際収支ポジションの強い他の加盟国と、可及的すみやかに話し合いを行うよう専務理事に要請した。委員会はこの目的のために求められるべき貸付総額を、50億SDRとすることに同意した。また、委員会は1974年に契約された貸付の未使用部分は1975年にも有効であることに同意した。委員会は、現在の世界経済情勢の流動的な状況にかんがみ、国際社会のために最も適切な措置が必要に応じてとられるよう、オイル・ファシリティの運営を常に見直す必要があることに合意した。また、困難に直面している加盟国の必要に応ずるためには、IMFの一般勘定保有通貨をいっそう活用していくことが適切であろうから、今後数か月以内にIMFの政策、慣行および資金の見直しをすることが有用であろうことも了承された。
- (4) 委員会は、最も深刻な影響を受けている発展途上国を援助するために断固とした行動をとる必要があることを強調した。オイル・ファシリティに関連し、委員会は石油輸出国および工業国、さらに可能な場合はきよ出能力のある他の加盟国の適切なきよ出による特別勘定を設立し、IMFがこの勘定を最も深刻に影響を受けている加盟国のために、オイル・ファシリティ利用時の利子支払いの負担を軽減するよう運用すべきであるという専務理事の提案を全面的に支持する。
- (5) 委員会は、現在進行中である第6次増資のクォータに関する一般的見直しに関連する問題点について検討

し、所要の協定改正を条件として、クォータ総額を32.5%増加し、390億SDRとするべきであるということに合意した。今回のクォータの一般的見直しまでの期間を5年間から3年間に短縮することについて了解が得られた。委員会は、主要石油輸出国のクォータを、増資後のクォータ総額に占めるグループとしての割合を2倍にすることにより大幅に増額すべきこと、また、他のすべての発展途上国の合計の割合が現在の水準よりも低下すべきではないことについても合意した。増資の目的がIMFの流動性を増強することであり、したがって、すべてのIMF保有通貨がIMFの政策に従って使用できるように取決めが結ばれるべきであるとの合意がなされた。委員会は、理事会に対し上記の理解に基づいてクォータを検討し、個々の加盟国のクォータの増額について、できるだけ早急に具体的な勧告を作成するよう要請した。

- (6) イ. 委員会はIMF協定の改正問題についても検討した。理事会がこの問題について作業を続け、またできるだけ早く、次の事項について改正草案を委員会の討議に供するため提出するよう要請することについて合意した。
- (イ) 適当な時期に暫定委員会を常設の執行委員会に改組すること。執行委員会の各委員はおのおのの選出母体に属する国の投票権を別々に行使できるものとする。執行委員会は総務会により委譲された権限に基づいて意思決定を行う権限をもつものとする。
- (ロ) 一般勘定の改善。これは次の点を含むものとする。
- クォータ払込みおよび買戻し等のためのIMFへの支払いに金を使用する義務の解除および理事会が今後検討することとなる支払手段の決定。
 - IMFの保有するすべての通貨が、IMFの取引においてすべての加盟国のために適当なセーフガードのもとで、使用できることを保証する取決め。
- (ハ) SDRを国際通貨制度における主要な準備資産とするという目標を達成するために、SDRの性格を改善すること。
- (ニ) 安定的であると同時に調整可能な平価に関する取決めおよび「通貨制度改革概要」の趣旨に沿い、IMFの適切な規制と監視を条件とする特別な状況下における変動相場に関する取決め。
- ロ. 委員会は、SDRの配分と開発金融を結びつける協定改正の可能性につき討議したが、この問題については依然として見解の相違がある。この問題を精力的に検討し続けると同時に、開発途上国への実物

資源の移転を増加させる他の諸方策についても検討することで合意に達した。

- (7) 委員会は、また理事会が、輸出変動補償融資および一次産品の価格安定に関するIMFの信用供与措置の改善の可能性を検討するよう要請されなければならないこと、および一次産品の国際緩衝在庫に対するIMFの直接援助を可能とするようなIMF協定の改正の可能性につき検討するよう要請されなければならないことに合意した。
- (8) 金に関する将来の取決めについては、活発な議論があった。委員会は、SDRを国際通貨制度の中心的地位におくための措置が、できるだけ早く実施されるべきことを再確認した。金の公定価格を廃止するべきことおよび加盟国のIMFに対する金の支払義務を解除することについては、一般的な合意が得られた。公定価格の廃止および各国通貨当局が国際通貨制度における金の役割を漸次縮小するために、IMF協定とは別に各国通貨当局間で締結される具体的取決めに基づいて金取引を行う自由を含めて、パッケージとして金に関する協定改正を行う方向をめざしてかなりの前進がみられた。理事会がすべての加盟国の利害を考慮に入れつつ、さらに検討を行った後に、これらの改正を上記パラグラフ(6)および(7)に記載された改正のパッケージと結びつけることができるよう、近い将来完全に合意に達しうることが期待されている。
- (9) 委員会は、次回会合を1975年6月の早い時期にフランスのパリで開催することに合意した。

◇世銀・IMF合同開発委員会、コミュニケを発表

世銀・IMF合同開発委員会は1月17日ワシントンで会合し、次のコミュニケを発表した。

- (1) 発展途上国に対する実物資産の移転に関する世銀およびIMFの総務会合同大臣委員会(開発委員会)の第2回会合は、ベディエ・アイボリーコースト経済財政相を議長として、1975年1月17日ワシントンにおいて開催された。R. S. マクナマラ世銀総裁、H. J. ウィッテフェーンIMF専務理事のほか、A. W. ラビディ・アフリカ開発銀行総裁、井上四郎アジア開発銀行総裁、M. G. マサー GATT 事務局次長、A. O. メナ米州開発銀行総裁、E. バン・レネップ OECD 事務総長、M. ウィリアム DAC 議長、M. A. ハサネイン OPEC 経済局長、G. バン・レゼム 国連事務次長、R. プレビッシュ 国連緊急事業担当事務次長、G. コレア UNCTAD 事務局長、P. ジョレス・スイス大使が同会合に参加した。

- (2) 委員会においては、H. J. コスタンゾ事務局長から、最も深刻な影響を受けている発展途上国(MSA諸国)の状況、商品価格の最新の見通しに対応した調整措置および委員会の今後の作業計画に関し、第1回会合において採択された当初作業にかかるいくつかの報告が行われた。
- (3) 各委員は、発展途上国の現状および今後の見通しについて一般的な意見交換を行った。各委員は、多くの発展途上国は、交易条件が大幅に悪化し外資の流入が十分に行われない結果深刻な苦境におかれており、多くの場合、長期的な経済開発および社会開発にとって有害な調整措置をこれら諸国がとらざるをえないことに留意した。各委員は、こうした状況が当面継続するであろうことを認めるとともに、MSA諸国について予想されるさし迫った困難に大きな懸念を抱いていることを表明した。先進国がその置かれた状況において必要と考えられる調整措置を採るにあたっては、発展途上国および国際開発金融機関が先進国の資本市場での取引に参加する場合の条件改善、発展途上国へ供与される政府開発援助の実質額の増加および内容の向上を図りつつ、発展途上国への実物資産のネットの移転を減らさないような方法で行うよう努めるべきであり、また発展途上国の輸出に悪影響を与えるおそれのある貿易制限を回避すべきであるという見解に委員会は同意した。

先進国と余剰資金を有する産油国との間の協力関係を、とくに工業技術および経営技術の提供を通じて継続し、拡大することによって、産油国における開発を促進し、それによって全世界的で長期にわたる国際的な調整の一助とすること、および産油国以外の発展途上国における開発を促進することがともに重要であるという点に、委員会は留意した。委員会は、余剰資金を有する産油国から、発展途上国および国際金融機関への資金流入が重要なものとなっており、かつ増加していることを認めた。これら余剰資金を有する産油国がこの件について関心をもち、かつ参加していることを歓迎するとともに、委員会は、これら余剰資金を有する産油国が、その金融能力に応じて、資金移動を継続しかつ拡大するよう努めるべきであるという見解に同意した。

- (4) 委員会は、MSA諸国の状況に対し緊急に対策を講ずることが必要であること、現在の国際情勢によりもたらされた短期的諸問題を解決するための必要な諸措置が講じられるべきであることに合意した。これに関連して、委員会は、IMFにおけるオイル・ファシリ

ティーの継続および拡大、ならびにMSA諸国の支払金利負担軽減をめざした特別勘定の設置に関する暫定委員会の決定を歓迎した。委員会は、また、そのほかいくつかの一連の可能な措置を検討した。MSA諸国の必要を満たすためにきわめて緩やかな条件の資金を近々の間に、追加的に供給するような特別信託基金を創設することの是非、およびかかる基金の取りうべき形態を研究するよう世銀およびIMFの理事会に対し要請すべきであるということが、委員会で合意された。

- (5) 委員会は、世銀理事会に対し、世銀の通常の融資条件とIDAの緩やかな融資条件との中間の融資条件で世銀によって融資される“第3の窓口(third window)”の考えを早急に研究するよう要請した。委員会は、委員の一部がかかるファシリティーを支持しかつ資金を提供する旨の意向を表明したことを歓迎した。
- (6) 当面の作業計画として、委員会は事務局に対し、発展途上国による資本市場のいっそうの利用を促進し、また発展途上国のかかる資本市場への取引参加を容易にするような措置であって早期に実施しうるものを提案すること、食糧、肥料および食糧生産関係の融資に関する世界食糧会議の結論に対応する適切な作業計画を委員会に報告することならびに発展途上国に対する資源の移転に関する現存情報システムが十分であるかどうかを検討することを指示した。
- (7) 委員会は、また、その今後の作業は発展途上国の基本的で長期的な要求に焦点をあてるべきであることに合意するとともに、これに関連して、発展途上国が1人当たり国民所得の適切な成長率を70年代の後半中維持するために必要とする資本についての検討を早急に開始するという、世銀総裁の意向を歓迎した。委員会は実物資源の移転に関する問題点を幅広くかつ継続的に検討することを開始するよう、事務局長に対し指示した。これは、商品価格安定化のための取決めをも含め、現存するかあるいは今後新たに実現をみるであろう金融のしくみおよび取決めを通じて、実物資源の所要の移転をうまく行う方法に関する諸勧告を作成するためであり、その検討にあたっては、C-20の作業を基礎として利用するとともに、世銀の研究結果を勧案する。補償融資のためのIMFファシリティーや一次産品の国際的な緩衝在庫に対する援助に関する研究を、IMF理事会が、暫定委員会の同意のもとに行うこととなっていることを委員会は歓迎した。
- (8) 委員会は、IDA第4次増資の完全発効を可能とする処置についての本会合における発表を歓迎しつつ留

意するとともに、世銀の一般融資の増額計画に関し世銀によって最近行われた諸提案を前向きに検討するよう要請した。

- (9) 委員会は、次回会合を1975年6月前半にパリにおいて開催することに合意した。

◇世銀、貸出金利を引上げ

世界銀行(IBRD)は1月23日、2月1日以降の新規貸付分につき貸付金利を8.0%から8.5%に引き上げる旨を発表した。

なお今回引上げは、理事会による6か月ごとの定例的な融資方針見直しに基づいて決定されたものである(前回引上げは昨年8月1日、7.25→8.0%)。

米 州 諸 国

◇フォード大統領の一般教書

フォード大統領は1月15日、恒例の一般教書を議会に提出し、議会が必要な立法措置をとるよう要請した。本教書では国内経済政策に高い比重が置かれているが、その主要点は次のとおり(本号「米国の一般教書にみられる経済政策について」参照)。

(1) 不況対策

イ. 個人所得税減税

1974年中の個人所得税納税額のうち一率12%を現金で還付(1人当たり還付最高額は1,000ドル、本措置による減税総額120億ドル)。

ロ. 投資税額控除率の引上げ

投資税額控除率を1年間に限って12%に引き上げる(現行、一般企業7%、公益企業4%、本措置による減税総額40億ドル)。

ハ. エネルギー関係の課税に伴う税収の増加(約300億ドル)を還元するため、1975年中に次の税制改正等を実施。

- (イ) 低・中所得層に重点を置いた税率の引下げおよび基礎控除の引上げ(減税額165億ドル)。
- (ロ) 所得が課税対象水準に達していない18才以上の最低所得者に対し、1人当たり80ドルを給付(同上20億ドル)。
- (ハ) 法人税率最高限度の引下げ(48%から42%へ、同上60億ドル)。
- (ニ) エネルギー消費節約の観点から、住宅に断熱工事を行ったものに対して課税所得から当該投資額の15%(1人最高150ドル)を控除(同上5億ドル)。
- (ホ) 地方公共団体に対し、エネルギー関係の支払増に

見合った交付金の増額(総額20億ドル)。

(イ) エネルギー関係コストの上昇に伴う連邦政府自体の歳出増への充当(総額30億ドル)。

(2) インフレ対策

財政赤字の増大を抑制するため、76年度予算において国防、エネルギー対策以外の新規歳出計画を停止するとともに、連邦公務員給与および消費者物価指数に連動している社会保障費、軍人退職年金等についてもその支払額の増加率を5%以下に抑制。

(3) エネルギー対策

石油輸入を1975年末までに1日当たり1百万バレル、77年末までに同2百万バレル減少させる一方、国内エネルギー供給の増強を図るため、次の措置をとる。

イ. エネルギー消費の節約

(イ) 大統領権限の行使によって輸入原油と輸入石油製品に対し輸入課税金を賦課(輸入原油の場合、2月1日から1ドル/バレル、3月1日から2ドル/バレル、4月1日から3ドル/バレル)。ただし、議会在国産原油に対する消費税(excise tax)を承認した時点で、上記課税金を2ドルに固定。

(ロ) 国産原油、天然ガスに対して消費税を賦課(石油2ドル/バレル、天然ガス37セント/1,000立方フィート)。なお、国産原油ならびに新規に開発された天然ガスに対する価格統制は撤廃。

(ハ) 自動車排気ガス規制基準の強化を5年間延長(当初1977年から実施予定)。

ロ. 国産原油の価格統制撤廃に伴い予想される石油業界の利益急増を吸収するため超過利得税(windfall profit tax)を新設。

ハ. 国産石油の増産、石炭、原子力の利用などを促進する。

◇米国、公定歩合および支払準備率を引下げ

1. 連邦準備制度理事会は1月3日、フィラデルフィア、リッチモンド、クリーブランド、ダラス、サンフランシスコの6連銀が公定歩合を7.75%から7.25%に引き下げ6日から実施することを承認した旨を発表した。続いて9日にはニューヨーク、シカゴ、セントルイス、ミネアポリスの4連銀の追随引下げ(10日実施)を承認、さらに10日にアトランタ連銀(13日実施)、23日には残るカンサスシティ連銀(24日実施)の同様の引下げを承認した。

今次引下げは、さる12月の引下げ措置(8.0→7.75%)に続く2回目のものである。また0.5%の引下げ幅は1967

年4月(4.5→4.0%)の引下げ時以来のことである。今次措置の趣旨につき同理事会は、「最近の経済活動の停滞を考慮してとられたものである」と説明している。

2. さらに同理事会は1月20日、要求払預金に対する支払準備率を2月13～19日週の積立期間(対象預金の計算期間は1月30日～2月5日週)から預金残高に応じ0.5～1.0%引き下げる旨発表した。今次引下げは、74年9月(一部の大口CD)および11月(定期預金のうち大口CDは追加準備率撤廃)、一部要求払預金の準備率引下げ発表に続くものである。本措置の趣旨につき同理事会では、「銀行の流動性ポジションの改善およびマネー・サプライの適度の増加を促進することを意図したものである」と説明しており、本措置に伴う所要準備額軽減の規模を約11億ドルと見込んでいる。

米国の支払準備率

(単位・%)

	新 備 率	旧 備 率
純要求払預金		
残高2百万ドル以下	7.5	8.0
2百万ドル超100万ドル以下	10.0	10.5
100万ドル超1億ドル	12.0	12.5
1億ドル超4億ドル	13.0	13.5
4億ドル超	16.5	17.5

(注) 純要求払預金(net demand deposit)とは、総要求払預金(gross demand deposit)から金融機関預金および取立未済切手手形を控除したもの。

◇米国、輸出入銀行法を改正

フォード大統領は1月4日、「1974年輸出入銀行法改正法案(Export-Import Bank Amendments of 1974)」に署名した。米輸銀法の期限は、74年6月末までであったが、その後数次にわたって同年11月30日まで暫定的に延長され、以後失効していたものである。そのおもな改正内容は次のとおり。

- (1) 輸出入銀行の存続期限を78年6月30日までとする。
- (2) 信用供与の限度額をこれまでの200億ドルから250億ドルに引き上げる。
- (3) ソ連向け信用供与は3億ドルを限度とする。また、エネルギー資源の生産、流通に関する融資はすべて認めず、エネルギー探査および開発のための融資も4,000万ドルを限度とする。ただし、大統領が国益にかなうと判断し、かつ議会の承認がある場合はこの限りではない。
- (4) 1件6,000万ドル以上(ソ連向けの場合は2,500万ドル以上)の案件については、信用供与先、目的、輸出力

資ないサービスの種類、信用供与額、金利、返済条件等についての説明を付して、最終承認の少なくとも25日前に議会に通知しなければならない。

- (5) 1件5,000万ドル以上の対共産圏諸国向け案件については、各案件ごとに国益にかなっている旨の大統領決定を得たうえで、決定日以後30日もしくは融資実施日のうちいずれか早い日までにその旨議会に報告しなければならない。

◇米国、1974年通商法成立

フォード大統領は1月3日、「1974年通商法案」に署名した。同法は、①米国の経済成長と雇用を促進し、開放的、無差別の世界貿易を通じて諸外国との経済関係を強化する、②対等な競争機会を確保するため貿易障壁の均等化、低減、撤廃を行う、③国際貿易関係における公正と衡平を確立する、④米国の産業、労働者を不公平な輸入競争から保護する、などを目的としたものである。

なお、同法は73年4月10日、ニクソン前大統領が「1973年通商改革法案」として議会に提案して以来審議が続けられ、12月20日ようやく議会の承認が得られたものである。概要は次のとおり。

(1) 交渉等の権限

イ. 関 税

通商交渉およびその取決めなどを行うため、関税引下げについては、税率(従価)5%以下のものに対しては最高100%まで、5%超のものに対しては最高60%までの変更権限を、一方引上げについては、米国関税表所定の税率の50%増、または1975年1月1日現在の税率(従価)の20%増のうちいずれか高い方まで引き上げる権限を、それぞれ大統領に5年間付与する。

ロ. 非関税障壁

非関税障壁の均等化、低減、撤廃のためあらゆる措置を講ずるとともに、関係国とそのための交渉を行う権限を大統領に5年間付与する。ただし、国際取決め締結に際しては事前に下院歳入委員会等関係委員会と協議を行うものとする。

ハ. セクター別交渉

先進国に対し輸出される米国産品についても、米国市場においてこれら諸国に与えられているのと同等の競争機会を産業のセクター・ベースで確保するため交渉を行う。

ニ. セーフガードに関する国際的合意

非関税障壁の撤廃等貿易交渉の結果もたらされる国内市場への影響に対処するための暫定的な措置に

ついて、国際的な合意に基づきルールと手続きを定める。

ホ. 国際収支対策

重大な国際収支赤字またはドル相場下落などが生じた場合、大統領は150日を限度に15%(従価)を超えない範囲での課徴金または輸入割当てあるいはその双方を実施しなければならない。その際輸入制限措置は原則として無差別的に行うものとする。ただし、大統領が国益に反すると認めるときは上記の輸入制限措置をとる必要はないが、その旨議会に通知し、議会と協議しなければならない。

一方、持続的大幅黒字またはドル相場上昇を抑える必要がある場合、大統領は150日を限度(ただし議会の議決により延長は可能)に5%(従価)を超えない範囲での暫定的関税引下げおよび輸入制限措置の停止などを行うことができる。

(2) 輸入競争に起因する被害救済

イ. 被害の認定と救済措置

米国国際貿易委員会(米国関税委員会を改称)は、大統領等の要請に基づき輸入が国内産業に与える影響等について調査を行い、輸入が国内産業にとって重大な被害を与えるかまたはそのおそれをもたらす主因(いずれの原因よりも小さくなく、かつ重要な原因)になると判定する場合は、大統領に対し必要な輸入制限措置の実施勧告等を行う。大統領は、輸入救済措置の必要性を認めた場合は、関税引上げ(または賦課)、関税割当て、数量制限、市場秩序維持、協定締結交渉またはこれらを組み合わせた措置を実施(当初期間5年以内、3年間延長可能)、その旨を議会に報告しなければならない。なお、大統領が議会に対し国際貿易委員会の勧告とは異なった措置をとること、または輸入救済措置をとらないことを報告した場合には、議会が90日以内に両院一致して大統領報告の否決決議を行えば、当初の勧告を発効させることができる。

輸入増加が大きく影響して企業の売上げ、生産が減少し、その結果被害を受けていると認められる企業、労働者に対しては調整援助を行う。

ロ. 不公正貿易慣行からの救済

大統領は、外国または外国の機関が、①米国の通商に対して不当または不合理な輸入制限を維持している、②当該国の輸出に対して米国製品の生産、販売の大幅低下を招くような補助金を供与している、③輸出に対し不当または不合理な制限を課し米国の貿易を阻んでいる、と認められる場合には、通商協定

上の譲許の停止、撤回および輸入制限措置などの実施を行うことができる。ただし、上下両院が大統領から理由を付した関連資料を受け取った日から90日以内に、不承認の共同決議を採択した場合には、大統領の措置は国別に適用する場合を除き、この決議採択の日から無効となる。

(3) 最恵国待遇を享受していない国との通商関係

イ. 最恵国待遇の供与等

大統領は、市民に出国の権利・機会等を与えない国等でないこと、およびその国の移民政策、移民状態等全般にわたる情報の提供を事前に受けることを条件に最恵国待遇および信用、信用保証、投資保証の供与ないしは貿易協定の締結を行うことができる。大統領は最恵国待遇を供与する場合は、2国間協定によることとし(3年間有効、更新可能)、またいつでも最恵国待遇を停止ないし撤回できる。なお、最恵国待遇供与を内容とする協定は大統領が議会に対して報告書を提出し、上下両院がこれを承認することにより発効する。

ロ. 東西外国貿易会議

米国と社会主義国との間の貿易が米国の国益に合致することを確保するため、東西外国貿易会議を設ける。社会主義国に対し、重要な技術を輸出しようとする場合あるいは5百万ドル以上の信用、保証、保険を供与しようとする場合には、東西外国貿易会議に報告しなければならない。なお、1年間の信用供与が5百万ドルを超えた場合には、次の1年間は1件ごとの信用供与につき東西外国貿易会議に報告を要する。

◇米国、失業者救済関連2法成立

フォード大統領は74年12月31日、失業問題の緩和を図ることを目的とした、①緊急雇用および失業者援助法案、②緊急失業給付法案、の2法案に署名した。なお、これらは74年10月8日に発表された大統領の新経済計画に基づくものである。両法の主な内容は次のとおり。

(1) 緊急雇用および失業者援助法(Emergency Jobs and Unemployment Assistance Act of 1974)

イ. 緊急雇用計画(Emergency Job Program)

(イ) 公共サービス部門で臨時的に最大10万人の追加雇用を行う。雇用にあたっては、失業給付期間を終えてしまった者、失業保険受給非対象者および15週間以上失業している者を優先する。

(ロ) 本計画は、失業率が7%を超えた場合に発効する。

(ハ) 本計画の経費として、1975会計年度歳出に25億ド

ルを計上する(支出権限は75年末まで継続)。

ロ. 特別失業援助計画(Special Unemployment Assistance Program)

(イ) 現在いかなる法律によっても失業保険給付の対象とならない失業者(農業従事者、家事使用人等を含む)のために州を通じて特別失業給付を行う(最長26週間)。

(ロ) 本計画は全国平均失業率の3か月連続平均が6%以上または本措置実施対象地域の失業率が同6.5%以上となった時点で発効する。

(ハ) 本計画の有効期限は76年3月末までとする(給付認定は75年末まで)。

ハ. 雇用機会拡大計画(Job Opportunities Program)

(イ) 高失業に悩む都市・農村での雇用拡大計画を支援、刺激するため金融面から助成措置を行う。

(ロ) 本計画はその地域における失業率の3か月平均が6.5%を上回った時点で発効する。

(ハ) 本計画の経費として1975会計年度に5億ドルを計上する(支出権限は75年末まで継続)。

なお、大統領は署名に際し、本計画は不必要に制度を複雑化することになるので、上記イ.と調整を図るよう要請している。

(2) 緊急失業給付法(Emergency Unemployment Compensation Act of 1974)

イ. 現在、失業給付法の受給資格対象となっているがすでに受給期間を終えている失業者等に対し、受給期間を13週間延長する(州を通じて実施)。

ロ. 本措置は、全国または州において失業給付法の受給資格対象労働者の失業率平均が4%以上となった時点で発効する。

ハ. 本計画の有効期限は、原則として76年末までとする。

◇カナダ、公定歩合を引下げ

カナダ銀行は1月10日、公定歩合を8.75%から8.25%に引き下げ、13日から実施する旨発表した。今次引下げは昨年11月18日の引下げ(9.25→8.75%)に続く第2回目の措置である。

本措置の趣旨についてブイ総裁は、「最近における短期市場金利の低下に追従したものである」旨説明するとともに、「インフレに関しては、ディマンド・プル型のインフレ要因はほぼはく落し、今後インフレ抑制を図るには主としてコスト・プッシュ要因を抑え込むことにかかっている」と述べている。

欧州諸国

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利および通知預金金利を引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, Lloyds, Midland および National Westminster)は1月20日、貸出基準金利を0.5%引き下げ11.5%(一流企業向け当座貸越金利は12.5%〈貸出基準金利の1.0%高〉)とし、21日から実施する旨を発表した。一方、7日もの通知預金金利も数次にわたり引き下げ、Lloyds は1月31日から、Lloyds を除く3行は1月21日から、それぞれ新金利水準を大口、小口(注)とも9.0%に定めた(従来、大口10.5%、小口9.5%)。

(注) 大口……1口1万ポンド以上。
小口……1口1万ポンド未満。

2. 今次引下げについて、これを先導した Barclays は、「貸出基準金利の引下げは、英蘭銀行最低貸出歩合の低下などにみられる短期市場金利の低下、産業資金需要の停滞などにかんがみて実施したものであり、また預金金利引下げも、この程度の利下げであれば最近の順調な流入傾向を阻害するものとはみられない」旨説明している。

なお、今次預金金利引下げにおいて大口預金の下げ幅が小口預金のそれを上回っているのは、前回の預金金利引上げ(73年11月)に際し、銀行と競合関係にある住宅金融協会の預金金利ひいては同協会の貸付金利が上昇するのを回避するために、大口預金のみ引き上げた(小口預金は据置き)という経緯によるものである。

◇英国、国民貯蓄制度への物価スライド制導入を発表

英国国民貯蓄省は1月29日、昨年8月に発表した国民貯蓄制度への物価スライド制導入に関する実施細目を発表した。本措置は、高齢者および少額貯蓄者に対し、インフレによるその預貯金の目減りを防ぐために採られたものである。概要は以下のとおり。

(1) 物価スライド条項付き貯蓄国債の新規発行

イ. 対象……高齢年金受給対象年齢者(男子65歳以上、女子60歳以上)

ロ. 購入限度額……1口10ポンドで最高500ポンド(夫婦それぞれ500ポンド)まで。

ハ. 期間……5年。

ニ. 物価スライドの方法……毎月の小売物価指数上昇率に比例して額面を調整(小売物価指数が当初上昇の後下落した場合には償還額は減少するが、5年間を通じて同指数が下落した場合の償還額は購入額面

とし、マイナスのスライドは行わないこととする)。

ホ. ボーナス……満期まで保有した場合は、購入額面の4%をボーナスとして支給(この分が実質金利となる)。

ヘ. 期限前償還……購入後1年以内の場合は額面償還(物価スライドを行わず)、1年後5年未満の場合は保有期間(月単位)の小売物価指数上昇率により額面を調整して償還。

ト. 課税……ボーナスを含め償還額は非課税扱い。

チ. 発行開始日……6月2日。

(2) 物価スライド条項付き契約貯蓄(Save As You Earn)制度の新設。

イ. 対象……16歳以上の個人。

ロ. 積立額……1口1ポンドで最低4ポンド、最高20ポンド。

ハ. 積立期間……5年(積立完了後2年間据置き可能)。

ニ. 物価スライドの方法……毎月の積立額をそれぞれ満期までの期間(月単位)の小売物価指数上昇率に比例して調整。

ホ. 満期償還額……物価スライドされた積立額の累計(実質金利ゼロ)。

ヘ. ボーナス……積立期間満了後、さらに2年間積立金を据え置く場合には、これを当該2年間の小売物価指数上昇率に比例して調整のうえ、積立月額の2ヵ月分をボーナスとして支給。

ト. 中途解約……元本の物価スライドは行わず、年6%の利息を付して償還(加入後1年以内に解約の場合は無利息)。

チ. 課税……ボーナスを含め償還額は非課税扱い。

リ. 現行契約貯蓄加入者は、それが満期になるまで新契約貯蓄との並行積立ができる(ただし、振替は認められない)。

ヌ. 取扱金融機関……国民貯蓄銀行のみ(現行契約貯蓄制度は、同行のほか住宅金融協会および信託貯蓄銀行が取り扱っている)。

ル. 取扱開始日……7月1日。

◇英国、民間住宅建設促進策を発表

1. 英国環境省は1月20日、概要以下のような民間住宅建設促進策を発表した。

(1) 住宅資金の円滑な供給に資するため、政府は必要に応じて住宅金融協会に対して短期貸付を行う。

(2) 住宅新規購入者の住宅抵当借入れの返済については、返済額を漸増させるような形の延払い制度を導入する。その場合住宅取得額制限を課すこととし、英国

東南部は14,000ポンド以下(ただし取得者の年収が4,800ポンド以下)、その他の地域は11,000ポンド以下(ただし取得者の年収が3,800ポンド以下)とする。

(3) 低所得層向け政府保証住宅抵当貸付の限度額を、現行7,500ポンドから12,000ポンドに引き上げる。

(4) 新規住宅建設のための特別貸付限度額を、現行7,500ポンドから12,000ポンドに引き上げる。

2. 本措置についてクロスランド環境相は、「最近の民間住宅建設の極度の落込み(前年比約5割)にかんがみ、安定的な住宅建設を確保し、あわせて不振の住宅産業を救済することを企図したもの」との説明を行っている。

◇西ドイツ政府、協調行動会議を開催

1. 西ドイツ政府は1月15日、本年最初の協調行動会議(Konzertierte Aktion、財界、労組、金融機関およびブンデスバンクの代表者を招集)を開催、前回(74年9月24日開催)提示した75年経済のガイド指標(註)の下方修正を行うとともに、今後の政策運営について、物価安定をそこなわない範囲内で雇用確保を最優先させることで意見の一致をみたと伝えられる。なお具体的な計数提示は年次経済報告の中で行うこととし、今回は「本年の実質成長率は前回設定の3%より低い線」と示唆し、「失業率も74年の平均2.6%を上回る見通し<前回見通しは2.5%>」と説明するにとどめている。

(注) 「経済安定・成長促進法」第3条では「政府は経済の安定的成長の遂行が危ぶまれる場合には、連邦、州、地方公共団体、経営者団体および労働組合等各界の『協調的行動』をうるためにガイド指標を設定し、経済相がその内容について関係各界に公表しなければならない」ことが定められている。

2. フリデリクス経済相はこれに関連して、「①国内、海外いずれの要因をみてもいまのところ景気は浮揚力に乏しく、設備投資の沈滞、人員合理化の動きが依然続いていることもあって昨秋の見通しを上記のとおり下方修正したが、昨秋来の景気刺激策の効果が浸透するにつれてここ数ヶ月のうちに景気後退に歯止めがかかり、本年後半には生産の上昇、雇用環境の好転が期待できるとみている。②消費者物価の最近の落着き傾向についてはまだ手放して喜ぶわけにはいかないが、本年後半には稼働率の上昇による生産性の向上が予想されることなどからみて、物価上昇率がしだいに鈍化に向かう素地は整ってきたものとみている。③現在進行中の賃金交渉においては、企業のコスト負担が増大し経営環境が悪化していることに労使双方とも十分配慮のうえ合理的な賃金決定を行うようあらためて要望したい」との発言を行っている。

◇ブンデスバンク、再割引枠の期限付き拡大を決定

ブンデスバンクは1月23日の定例中央銀行理事会(アベル蔵相出席)において、再割引枠を1月24日以降3月末までの間、25億マルク引き上げる旨決定、発表した。

本措置に関する同行のコミュニケーション要旨次のとおり。

「本措置は、最近の景況からみて金融市場の緩和をさらに進める必要があると判断したことによるものである。なお、3月までとの期限を設けたのは、その後は財政政策に基づく政府のブンデスバンク凍結特別預金の解除が予想され、さらに国際収支の動向いかんによっては外貨流入により中央銀行通貨(Zentralbankgeldmenge)がおのずと拡大傾向をたどると予想されることによるものである」。

◇西ドイツ政府、1975年年度経済報告を発表

西ドイツ政府は1月29日、要旨以下のような1975年年度経済報告(「Jahreswirtschaftsbericht, 1975」)(註)を閣議決定し、発表した。

(註) 「経済安定・成長促進法」第2条に基づき政府が議会に対し提出義務を負っているもの。

- (1) 本年の経済政策の最重点目標は、物価安定を損なわない範囲内で景気浮揚と雇用の促進を図ることにある。
- (2) 75年の平均失業率を3%以下(74年見込み<以下同じ>2.6%)に抑える。
- (3) 75年の実質経済成長率は、さき(74年12月)の景気刺激策の効果顕現により景気がまもなく回復に向かうことから、ほぼ2%(74年0.4%)となることが期待される。

西ドイツの政府年次経済報告の経済見通し

	1974年 (見込み)	1975年
GNP成長率(実 質)	+ 0.4%	+ 2.0%
〃 (名目、以下同じ)	+ 7.0%	+ 8~9%
うち個人消費増加率	+ 7.5%	+ 9~10%
政府消費	+ 16.0%	+ 10.5~
設備投資	- 2.5%	+ 4~6%
海外經常余剰(億マルク)	385	350~380
輸出増加率	+ 32.5%	+ 12~13%
輸入	+ 24%	+ 14~15%
非自営労働による粗所得増加率	+ 9.5%	+ 7.5~8.5%
企業・財産所得増加率	—	+ 8~10%
失業率	2.6%	3.0%
生計費上昇率	7.5%	6.0%
GNPデフレーター	6.5%	6~7%

- (4) 景気回復のかぎを握る設備投資は4～6%(74年-2.5%)の伸びが予想される。
- (5) 企業・財産所得は、投資活動の活発化が景気回復を図るうえで不可欠であることから、前年比8～10%の伸びが必要であり、74年のように労働分配率が高まらないことを期待する。
- (6) 輸出は、世界景気の停滞などから需要伸び悩みが見込まれるうえ、国内景気も回復することから、前年比+12～13%の伸び(74年+32.5%)にとどまる見通しであり、他方輸入も、不確定要因が多いが輸入物価の着着きが予想されることもあって前年比+14～15%(74年+24%)と伸び率は鈍化しよう。この結果、海外経常余剰は350～380億マルク(GDPの3～3.5%に相当)と74年の水準(385億マルク)を下回る見込みである。
- (7) 物価については、今後さらに食料品の上昇率低下が続くとは期待しがたいが、全体としては安定に向かうとみられる。
- (8) 政府は市場実勢に基づく為替相場の変動を阻むつもりはない。

◇西ドイツ、9.25%もの連邦債および9.0%もの連邦郵便債を発行

西ドイツの国債引受シンジケート団小委員会は、75年第1回目の連邦債および連邦郵便債の発行要領を以下のとおり決定した。これらクーポン・レートは最近の債券市場の地合い好転を背景に、74年12月発行の連邦債(9.5%)に比較して0.25～0.5%方下落をみている。

- (1) 連邦債(カッコ内は74年12月発行の連邦債発行条件等)

発行額	660百万マルク(600百万マルク)
表面金利	9.25%(9.5%)
期間	8年(8年)
発行価格	99%(99%)
応募者利回り	9.43%(9.69%)
売出し期間	1月10～14日(ただし、上記のうち600百万マルクについて)

- (2) 連邦郵便債

発行額	500百万マルク
表面金利	9%
期間	8年
発行価格	99.5%
応募者利回り	9.09%
売出し期間	2月4～6日(ただし、上記のうち400百万マルクについて)

◇ドイッチェ・バンク、ベンツ社株式を取得

西ドイツ3大銀行のひとつであるドイッチェ・バンクは1月14日、ダイムラー・ベンツ社(本社 シュツットガルト所在、資本金761百万マルク)の筆頭株主であるフリック財閥(持株比率39%)から、株式総額の29%(金額は約20億ドイツ・マルク)を取得した旨を発表した。同行は、ベンツ社のメイン・バンクであり、かつ同社の第2位株主としてすでに持株29%を有していたため、今回の取引により同社の筆頭株主となった。

なお、本取引は、74年11月のクウェート政府によるベンツ社の株式取得(1月号「要録」参照)に続いて、筆頭株主であるフリック財閥がイラン政府に対し持株の売却交渉を進めているといううわさが流れていただけに、その株主安定工作としての意義が評価され、政府およびベンツ社ともこれを全面的に歓迎する旨明らかにしている。

◇フランス、市中銀行貸出金利の引下げ

フランス商業銀行(Le Crédit commercial de France)は1月8日、短期貸出基準金利の0.5%引下げ(12.40→11.90%)をはじめとする一連の貸出金利の引下げ(商業手形割引歩合12.80→12.50%、当座貸越14.45→13.95%)を決定、他の市中銀行もただちにこれに追随した(即日実施)。

今回の金利引下げは、最近の民間資金需要の減退傾向および金融市場金利の低下などを映じたもので、一般にはフランス銀行の預金準備率の引下げに対応した動きとも受けとめられている。

なお、市中銀行の貸出金利引下げは72年3月(短期貸出基準金利6.6→6.1%)以来のことである。

◇フランス銀行、預金準備率を引下げ

フランス銀行は1月8日、以下のとおり預金準備率の引下げを決定した(1月21日から始まる計算期間から実施)。

- (1) 定期性預金に対する準備率 4%→廃止
(2) 要求払 〃 17→15%

このうち(1)については、昨年末に貯蓄推進、零細預金者保護の観点から預貯金金利の引上げが決定された(49年12月号「要録」参照)際に、「これに伴う銀行の負担軽減を目的として近く実施される」旨フルカード蔵相から予告されていたものであるが、(2)に関しては、金融機関の短期貸出基準金利の引下げ(前項参照)との関連において採られたものである。なお、今次措置による資金解放額は約115億フラン(うち(1)による分は約75億フラ

ン)と見込まれている。

◇フランス、公定歩合を引下げ

1. フランス銀行は1月9日、公定歩合を1%引き下げ(13.0→12.0%)、即日実施することを決定した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート、74年6月20日以降適用)。

基準割引歩合	12.0%(13.0%)
証券担保貸付	11.5~13.5%(注1) (12.5~14.5%)
輸出関係手形	
短期手形	12.0%(13.0%)
中期	
E C諸国向け	12.0%(13.0%)
その他諸国向け	4.5%(4.5%、据置き)
大蔵省証券買入れ(注2)利率	4.0%(4.0%、〃)

(注1) 個人取引先に対しては11.5%、銀行等その他取引先に対しては13.5%を適用。

(注2) 償還までの期間が3ヵ月以内の現物債の買入れ利率。現物債は主として個人で消化されているため、金融政策上の意義は薄い。

2. 今次措置は、①昨年6月以降行ってきた引締め強化の効果が物価、貿易収支両面に着実に現われはじめる一方、②実体経済活動面では企業投資の鎮静、失業の増大など景気後退色がかなり強まってきたこと、③金融面でも、資金需要の着着きに加え海外金利の低下もあって、国内金融市場金利の低下傾向が著しいこと、などを勘案して、国際的にも割高の公定歩合を市場実勢に合わせて調整するとともに、企業マインドの過度の沈滞を防ぐことをねらって採られたものとされている(詳細は「国別動向」参照)。

◇フランス銀行、金の評価替え等を実施

フランス銀行は1月9日、大蔵省との合意に基づき、同行保有の金および外貨につき以下の要領で評価替えを実施した。

(1) 金……1月7日のロンドン金市場における fixing(午前、午後)の平均価格(1オンス=170.40ドル)により再評価。

この結果、同行保有の金準備残高は196億フランから756億フランに増加。ただし、次回再評価時から前3ヵ月のロンドン、チューリッヒにおける市場実勢価格の平均値により評価。

(2) 外貨……最近時のパリ為替市場におけるフランス・フラン相場(1ドル=4.395フラン)により再評価(従来は対ドル・セントラル・レート…1ドル=4.60414フランで評価)。この結果、同行保有の外貨準備残高は

173億フランから166億フランに減少。

(3) 再評価のひん度……6ヵ月ごと、年2回実施。

(4) 再評価損益の経理……上記両措置に伴う再評価損益は、別途新設する「金再評価準備金」(Réserve de réévaluation des avoirs publics en or)勘定で計理。

なお、評価方式の変更については、議会(4月開催予定)での承認が必要とされている。

◇フランス、土木建設業界への支援措置を決定

1. フランス政府は1月8日、業況不振の土木建設業界を支援するため、概要以下の措置を決定した。

(1) 75年度政府予算における公共事業費(約200億フラン)の四半期別支出配分を原則として以下のとおりとする(カッコ内は74年度実績)。

第1四半期 35%(20%)、第2四半期 30%(20%)、
第3四半期 15%(30%)、第4四半期 20%(30%)。

(2) 預金供託金庫(注)、フランス不動産銀行等が行う住宅取得資金の融資限度を25%引き上げる(取得価格の50%から75%へ)。

(3) 低家賃住宅の建設を促進するため、一部地域の同住宅建設費の上限(法定)を2~3%引き上げる。

(注) わが国の資金運用部に相当。

2. 今次措置は、昨年12月に決定された自動車業界に対する政府資金援助措置(1月号「要録」参照)に次ぐ政府の選択的景気てこ入れ措置であるが、75年新規住宅着工の不振(約50万戸、74年比マイナス3~5%)が予想されているおりから、この程度の対策では不十分とする向きが多い。

◇フランス、一次産品の備蓄計画等を発表

フランス政府は1月21日、一次産品の国内供給円滑化および価格安定ならびに貿易収支の均衡回復に資するため、概要次のような計画を発表した。

(1) 今後数年にわたり一次産品の備蓄を推進する(1975年はとりあえず1億フランを投入)。

(2) 国内資源の開発を促進するため今後数年間に125百万フランを投入する。

(3) ギアナ(ボーキサイト)、ニューカレドニア(ニッケル、クロム)の各資源開発を促進する。

(4) 資源再利用を図るための関連法案を今春の議会に上程する(具体的目標としては、回収率を80年に向けて引き上げることとし、たとえば、銅は42%へ<73年実績35%>、紙は43%へ<同28%>)。

◇フランス、エネルギー節約長期計画の大綱を決定

1. フランス政府は1月28日および2月1日の両日、エネルギー対策閣僚会議を開催し、1985年を目標年次とするエネルギー節約対策の大綱を以下のとおり決定した。

- (1) 1985年の対外エネルギー依存度を55～60%に引き下げる(1973年76%)とともに、1国に対する依存度も最高15%に抑える(ちなみに、現在石油輸入に占めるサウジアラビアのウエイトは約3分の1)。また、第1次エネルギー総供給に占める石油の割合を40%(1973年66%)に引き下げることとし、これにより石油消費量は1973年の115.5百万トンから1985年には96百万トンに減少する見込み。
- (2) エネルギー消費の伸びを年率3%程度にとどめ、1985年のエネルギー消費量を240百万tep(石油相当トン)に抑える(現行中期計画比では16%減)。
- (3) 上記目標達成のための具体策は概要次のとおり。

イ. 電 力

1985年の第1次エネルギー総供給に占める電力(水力および原子力)の割合を30%(1973年8%)に引き上げるとともに、このうち原子力発電のウエイトを82%(1973年25%)に引き上げる。

このため、フランス電力会社はさしあたり1976、77年中に最低12の原子力発電所建設に着手する(1981～82年に送電開始を目標)。

ロ. 石 炭

石炭の消費量を1973年の水準(30百万tep、エネルギー全体に占めるウエイト17%)に維持することとし、これに伴う輸入政策、国内炭増産政策(注)を検討する。

(注) 74年中のフランスの産炭量は23百万トン(前年比10.9%減)。

ハ. 石 油

家庭用燃料の消費抑制については現行規制(末端小売段階での販売量を前年実績比10%減に制限などを踏襲する。また、工業用重油の割当て制を強化するため、罰金(規制違反の場合)および報奨金(しかるべき消費節約実績をあげた場合)制度を設ける。

(単位・%)

	1973年(実績)	1985年(目標)
石 油	66	40
石 炭	17	13
天 然 ガ ス	9	16
電力(水力および原子力)	8	30
(うち 原子力)	(2)	(25)
計	100	100

2. なお、フランスの第1次エネルギー供給資源別構成は別表のとおり。

◇フランス、内閣の一部改造

1. ジスカールデスタン大統領は1月31日、次のとおり内閣の一部改造を発表した。

- (1) 貿易省の新設…ノルベール・セガール(Norbert Ségard)大蔵省貿易担当政務次官(secrétaire d'Etat)(注)を大臣に格上げ。
- (2) 国防相の更迭…新任：イボン・ブルジュ
(Yvon Bourges)
- (3) 郵政政務次官の更迭および国防・農業政務次官の新設
郵政…新任：エマール・アシルフル
(Aymar Achille-Fould)
国防…新任：マルセル・ビジェアール
(Marcel Bigeard)
農業…新任：ジャン・フランソワ・ドニオ
(Jean Francois Deniaud)

(注) 制度的には、各省大臣同様大統領の任命を受け、内閣の構成員となる。

2. これらの動きのうち、①貿易省の新設は、大統領が対外貿易交渉のいっそうの推進をねらったものであり、②農業次官に元EC委員会メンバーのドニオ氏を起用したことは、難航中のEC農産物価格交渉の円滑化を重視している旨内外に明示したものとそれぞれ一般に受けとられている。

◇イタリア、支払準備制度等を改正

1. イタリアの信用貯蓄閣僚審議会(Comitato Interministeriale per il Credito e il Risparmio)(注)は1月30日、概要以下のような支払準備制度ならびに債券強制保有制度の改正および輸出信用保険限度額の引上げ等各種措置を決定し、発表した。

(注) 大蔵大臣を議長とし、主要経済閣僚をメンバーとする金融政策決定機関。同審議会の決定が支払準備制度の法的根拠となる。

(1) 支払準備制度関係

イ. 従来は、適用対象金融機関種別に定められていた準備率を、今後一本化するとともにその引下げを実施し、さらに、これまでは支払準備制度の対象外であった商業銀行、貯蓄銀行および第1種動産抵当銀行(注)の預金中、銀行保証手形の担保として受け入れている預金についても準備率を課する。本改正による新準備率は次のとおり。

	旧準備率	新準備率
商業銀行	22.5%	} 15.0%
貯蓄銀行および第1種 動産抵当銀行	20.0	

積立所要額は従来同様対象預金残高の月中増加額に対して計算されるが、新準備率適用は75年1月以降とする。

(注) 動産を担保に個人向け貸出を行う金融機関であり、このほかに同種の業務を営むが、より小規模な第2種動産抵当銀行がある。

ロ. 従来商業銀行に対し認めていた大蔵省証券および適格長期債券による準備積立を廃止し、今後準備資産はイタリア銀行預け金(従来どおり5.5%の付利)のみによることとする。ただし、貯蓄銀行および第1種動産抵当銀行については従来同様、イタリア貯蓄銀行信用金庫(注)(Istituto di Credito delle Casse di Risparmio Italiane)預け金により準備積立を行う。

(注) 貯蓄銀行出資の株式会社組織で、貯蓄銀行および第1種動産抵当銀行からの預金受入れおよびこれの証券投資運用を行うもの。

ハ. 信用貯蓄閣僚審議会に属する準備率変更権限のうち、引上げないし引下げ幅が5%ポイント以内の準備率変更については、これをイタリア銀行総裁提案、大蔵大臣決定によるものと改める。

(2) 債券強制保有制度関係

債券強制保有の最低限度に関しては、各金融機関(ただし農民・手工業者向け金融専門銀行<le Casse Rurali ed Artigiane>および第2種動産抵当銀行を除く)とも75年1~6月の期間中、預金増加額の40%相当額を債券投資(注)に充当するよう義務づける(従来は預金残高の一定比率<12%>)。

(注) 本制度において義務づけられている債券投資額は額面価格により計算される。実勢価格により評価すると、現在債券投資充当額は預金増加額の約3分の1に相当する。

(3) 輸出信用保険限度額関係

政府管掌の輸出信用保険制度の保険金限度額を、現行の7,000億リラから1兆4,000億リラへ引き上げる。

2. イタリア銀行は今次措置に関し、「今回の支払準備制度改正のねらいは、30年来さしたる改正もなく放置されてきた同制度を現在の金融情勢に適應するよう簡素化、合理化することによって、制度運用に機動性を付与し、金融政策手段として活用しうる道をひらくことにある。したがって景気政策的なねらいはとくになく、経済に与える効果はニュートラルと考えている。新準備率を15%と定めたのは、旧制度下の準備積立実績(平均してイタリア銀行預け金14%程度、証券8~9%)を考慮し

たものである。また、債券強制保有制度の改正は、生産的および社会的投資への金融円滑化を図るとの観点に立った場合、当面債券強制保有制度の重要性がますます増大してきている点にかんがみて行ったものである。なお、輸出信用保険限度額の引上げは、国際収支状況が依然不芳であるため輸出振興を企図して決定したものである」との説明を行っている。

◇スイス中央銀行、貸出増加額規制の手直しを決定

スイス中央銀行は、1月8日の閣議における対政府協議に基づき、1月15日以降、貸出増加額規制の対象貸出から公共住宅関係貸出を除外する旨決定した。

同行は本措置について、「国内景気が鎮静に向かい、75年の実質成長率がマイナスに落ち込む可能性が生じているうえ、今後は失業発生のおそれが強まってきたため、業況不振のとくに著しい建設業を中心に金融引締めを多少手直しする必要があるとの判断からとられたものである」旨コメントしている。

◇スイス中央銀行、先物為替取引規制を強化

1. スイス中央銀行は1月9日、昨年11月実施の非居住者に対するスイス・フランの先物売り制限措置の強化を発表した。規制強化の内容は次のとおり。

「従来、期間にかかわらず10月末の対スイス・フラン先物買為替残高以下(すなわち100%以下)としていたのを、10日までの期近物は同残高の50%以下(即日実施)、それ以上の期間のものについては90%以下(1月末から実施)に改める。

2. 同行では「本措置は非居住者が銀行とのスワップ取引(スイス・フランの直売・先買)を通じてネガティブ・インタレスト(74年11月21日復活)回避の動きにでるのを防ぐ趣旨で実施されたものであるが、昨年11月の導入後もかかる投機的なスワップ取引が依然あとを絶たず、スイス・フランに対するアタック抑制の効果が十分あがっていないことから、これを強化することとしたものである。なお、期近物の規制をとりわけ厳しくしたのは、投機的なスワップ取引が主として10日までの期近物で行われているためである」旨コメントしている。

◇スイス、外資流入規制をさらに強化

スイス政府およびスイス中央銀行は1月22日、以下のような外資流入規制措置を決定した(即日実施)。

(1) ネガティブ・インタレスト(74年11月21日再導入)の利率を現行の四半期当り3%から10%(したがって年率40%に相当)に引き上げる(付利対象は現行同様昨年

10月31日残高比増加額)。

- (2) 現行の対非居住者スイス・フラン建債務残高全額に対する付利を禁止する(現行の付利禁止は昨年10月末残高に対する増加額のみを対象としたもの)。
- (3) スイス中央銀行は、同行のドル買介入により生じたスイス・フラン代り金を全額いつでもスイス中央銀行の特別勘定に凍結する権限を与えられる。
- (4) 市中銀行は、毎日の営業終了時においてその外貨債務残高合計額を外貨債権残高合計額によってカバーしなければならない。本債権、債務には先物取引も含まれる。

◇スイス中央銀行、先物為替取引規制をさらに強化

1. スイス中央銀行は1月27日、市中銀行に対するスイス・フランの先物為替取引に関する規制を次のとおり強化する旨を発表した。

「従来、10日を超える先物為替取引についてはその取引高を昨年10月末の対スイス・フラン先物買為替残高の90%以下に制限することとしていたが、この限度を1月28日以降70%に改める。なお、10日以内の期近物については引き続き50%以下とする」。

2. 本措置に関しスイス中央銀行は、「1月22日実施のネガティブ・インタレスト引上げ等外資流入規制にもかかわらず、依然スイス・フランの買い圧力が衰えず、とくにこのところ10日を超える期日のスイス・フラン先買いでこれを行う動きが目だっているため、かかるスイス・フランの投機的買いを抑制する必要があると判断し、先般1月9日に発表した銀行のスイス・フラン先売り規制を強化したものである」と説明している。

◇スイス、小銀行の破たん表面化

スイスの小銀行、Banque de Financement S. A.……Finabank(総資産218百万スイス・フラン、自己資本49百万スイス・フラン、ジュネーブ所在)は1月8日、投機的な先物取引による損失が原因で支払い不能に陥り、銀行委員会の指示を受け、窓口を閉鎖した。

◇ベルギー、銀行経営健全化措置を導入

1. ベルギー政府は1月24日、銀行経営健全化については預金者保護強化を主眼とする概要以下のような規制の導入を決定した。

- (1) 市中銀行に対する銀行委員会(la Commission Bancaire)の監督・行政権限を大幅に拡大強化し、これを法制化する。
- (2) 外国為替の先物取引(注1)、内部監査制度、支店の経

営内容等とくに重要とみられる点については監督を一段と強化する。

- (3) 再割引保証機関(l'Institut de Réescoute et de Garantie)(注2)の増資を行う。

(注1) 内容不詳であるが、この規制措置強化の具体策としては、①監査役による毎月の監督のほか、銀行の管理責任者による毎日の報告、照会を義務づける、②外国為替持高の一定限度を定める、などの内容が盛り込まれる模様。

(注2) 市中銀行の共同出資による機関で、①ベルギー中央銀行の割引非適格手形(中期を含む)の再割引、②手形売却、③手形売買のあつせん、などを業務とするもの。

2. ベルギー政府は74年6月、市中金融機関の営業活動に対する規制を強化するための法案を議会に提出したが、その後10月中央に同国第2位の大手銀行 Banque de Bruxelles が外国為替の不正取引から、巨額の為替差損を計上するに至ったため、当初規制案の内容をさらに厳しいものとするよう見直しを進め、議会を通過した時点で本措置の発表を行ったものである。

◇ベルギー、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は1月29日、公定歩合を0.5%引き下げ1月30日から実施する旨を発表した。公定歩合の変更は、74年2月1日の第8次引上げ(7.75→8.75%)以降1年ぶりのことである(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

銀行引受手形(Traites acceptées domiciliées en banque)および輸出入関係手形	8.25% (8.75%)
その他の手形	9.0 % (9.50%)
貸付歩合	9.0 % (9.50%)

2. 今次措置につきベルギー中央銀行は、コミュニケのなかで「74年を平均してみれば経済成長は実質4%とまずまずの結果を収めたが、年央以降は引締め政策の効果浸透に伴い、生産の伸び悩み、失業者の急増(失業者数7~9月<月末計数>平均99.4千人→10~12月127.3千人)などにみられるとおり、後退色を強めてきた。こうした状況から74年11月、金融機関に対する貸出準備規制を緩和するなど引締め手直しを部分的に行ったが、この間民間資金需要の著落き、海外金利の急低下などを背景に、国内市場金利が下落傾向を示してきたため、これに追随することとしたものである。同時に、市中金融機関に対しては企業向け短期貸出金利の引下げ方を要請した。ただし、物価の騰勢が依然根強い状況にある(消費者物価の前年同期比、7~9月+14.6%、10~12月+15.9%)だけに、本格的な緩和への転換は時期尚早と考えられ、したがって引下げ幅も0.5%と小幅にとどめること

とした」旨明らかにした。

行われたもの。

◇ベルギー、貸出準備規制の再緩和等を決定

ベルギー中央銀行および政府は1月31日、同日で失効することとなっていた貸出準備規制を75年4月末まで3か月間延長のうえその一部を緩和し、あわせて預金準備率を引き下げる旨決定した。なお、貸出準備規制の緩和は、74年11月に続き第2回目である(預金準備率の改訂は適宜行われている)。今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 貸出準備規制関係

- イ. 当該対象期間(75年2月1日～4月30日)における金融機関の対建設向け貸出増加率限度を年率24%(従来は16%)とする。
- ロ. 国の補助または保証を受けている投資プロジェクトに対する融資を貸出準備規制の対象から除外する。

(2) 預金準備率の引下げ(カッコ内は旧レート)。

一覽払い預金	6.0%(6.2%)
期間2年以内の預金	0.9%(0.9%)
期間2年超々	— (0.3%)

上記(1)、(2)の措置により解除される準備預金は約50億ベルギー・フラン。

◇デンマーク、所得税減税を実施

デンマーク政府は1月1日、かねて予定されていた(関係法案は74年9月に議会通過)所得税の大幅減税(総額70億クローネ<1973年価格>、納税者1人当り10～17%の減税に相当)を実施した。

本措置は、73年12月の総選挙において福祉政策に伴う「高負担」反対(具体的には所得税廃止)を標ぼうして発足した進歩党が一挙に28議席(全議席179)を獲得し第2党の地位を占めるに至ったことおよびその後と同運動が高まりを示したこと、などの情勢に対処するために実施されたものである。なお、本措置による税収の減少に伴い、おおむねこれに見合う規模の公共支出削減(約50億クローネ)が行われる見込みである。

◇デンマーク、貯蓄銀行の業務を拡大

デンマークでは本年1月1日以降、昨年4月の銀行法改正に基づく貯蓄銀行の外国為替取引・手形割引・保証供与などの業務取扱いが新たに認められ、その業務範囲が商業銀行並みに拡大された(注)。

(注) 昨年4月の銀行法改正は、現在デンマークに存在する40の商業銀行と約200にのぼる貯蓄銀行とを相互に競争させ、ひいては経営効率上、合併等による業界の再編成が進むことをねらいとして

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

1. デンマーク中央銀行は1月13日、公定歩合を1%引き下げ9.0%とし、14日から実施する旨発表した。デンマークの公定歩合変更は、1974年1月23日の第2次引上げ(9.0→10.0%)以来ほぼ1年ぶりである。

今回の引下げについてデンマーク中央銀行は、「最近の国内経済の不振と海外金利低下とにかんがみて行ったもの」と説明している。この間の事情をやや敷衍すれば次のとおり。

2. デンマーク経済は総需要抑制策の効果浸透に伴い、最近急速な不況の進行をみている(失業率74年7月3.9%→12月10.2%)ほか、年初オイル・インパクトにより大幅赤字を余儀なくされた経常収支も著しい改善傾向を示している(74年第1四半期赤字3,335、第2四半期同1,870、第3四半期同860各百万クローネ)ため、本格的な金融緩和の素地が整ったものと受けとられている。

もっとも物価は、賃上げ圧力の増大により依然騰勢を持續しており(消費者物価上昇率、74年第2四半期平均対前年比+15.0%→10月同+16.8%)、政府(自由党少数与党<議席数179のうち22>1973年12月成立)は74年12月、むこう1年間の賃金・利潤・配当凍結等を含む緊急インフレ対策を議会に提出した。しかしその後の総選挙(75年1月9日実施)において、自由党は議席を倍増(42議席獲得)させたものの、依然過半数を大きく下回ったため、政局不安定の状態が続き、1月28日、第2次自由党内閣は成立してわずか20日後に総辞職した。現在、第1党である社会民主党(53議席)を中心とする組閣工作が続いているが難航中と伝えられる。いずれにせよ、上記所得政策が大きく後退することは避けられず、先行き3月の賃金改訂期を控え、インフレ抑制は予断を許さない情勢にある。

◇スウェーデン中央銀行、BISとのスタンドバイ取決めの締結を発表

スウェーデン中央銀行(Riksbank)は1月9日、国際決済銀行との間に総額3億ドルのスタンドバイ取決めに締結することで合意をみた旨発表した。

同行によれば「当面、このスタンドバイを引き出す予定はない」とされているが、頃来の外貨準備減少傾向(1973年末2,528→74年11月1,687百万ドル)および本年の経常収支見通しが引き続き改善を期待できないこと(1974年赤字30億クローネ、1975年同50億クローネ)などにかんがみて締結されたものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇スウェーデン、1975年度予算案を発表

スウェーデン政府(社会民主党内閣)は1月10日、1975年度(1975年7月から1976年6月まで)予算案を議会に提出した。本予算案によれば、歳入面では前年に引き続き所得税減税が予定されているほか、歳出規模も962億クローネと前年比10%増にとどめている(74年度は19%増)結果、歳出超過額は119億クローネと前年並み(118億クローネ)となっている。シュトランク蔵相は「本予算は物価の安定とともに適度の経済成長(1975年の実質GDP成長率見通し+2.5~3.0%)を図り、完全雇用の達成をも実現しようとするもの」と説明している。

なお、上記予算赤字に伴う要資調達は、主として公共部門の対外借入れによるとされている。

◇ノルウェー、商業銀行経営の民主化に着手

ノルウェー議会は1月8日、政府提出の「商業銀行民主化」法案を原則的に承認した。

本法案によれば、商業銀行はそれぞれの役員を選定する機関(内部機構)である経営委員会の構成につき、メンバーの半数以上を国会あるいは地方自治体の任命する民間人で組織しなければならない。

本法案の実施細目については、特別委員会ですらに検討を行い、最終的に1976年央までには実施されることとなる見込みである。

◇ポルトガル、公定歩合を引上げ

ポルトガル中央銀行は1974年12月19日、公定歩合を1%引き上げ7.5%とし、即日実施する旨発表した。

本措置は、最近のインフレ高進(消費者物価は74年10月前年比+26%)に対処したものとみられている。

◇エチオピア、銀行および保険会社の国有化を発表

エチオピア臨時軍事評議会は1月1日、銀行(6行)および保険会社(14社)を2週間以内に国有化する旨発表した。エチオピア放送を通じた公式声明によれば、本措置は国民の生活水準向上に必要なすべての富ないしは財産を厳重な政府管理の下に再編成するというエチオピア社会主義の軍政方針に沿うものとされている。

これら国有化された企業には、銀行については英国系1行、イタリア系2行が含まれ、また保険会社については英国系5社が含まれている。

◇韓国、1974年の国民総生産(暫定)を発表

韓国銀行は昨年末、1974年の国民総生産に関する暫定計数を発表した。これによると、実質GNPは前年比8.2%増と、史上最高を記録した73年(同+16.5%)に比較して伸び率は大幅に鈍化した(注)。これは、農林水産業部門が米の豊作を主因に順調な伸び(前年比+6.9%)を示したものの、輸出不振に加え設備投資および個人消費の停滞などから鉱工業部門(同+15.7%)、建設業・社会間接部門(同+5.5%)の伸び率が著しく低下したことによる。

なお、韓国政府によれば、75年の実質成長率は先進国の景気停滞に伴う輸出伸び悩みを映じて7.0%とさらに低下が見込まれる。

(注) 名目では、輸入価格高騰を主因とする物価上昇を映じて6兆9,430億ウォン(前年比+40.9%、172億米ドル相当)と大幅拡大。

韓国の国民総生産

(実質ベース、前年比増減(△)率・%)

		1972年	1973年	1974年
G	総 額	7.0	16.5	8.2
	農 林 水 産 業	1.7	5.5	6.9
	鉱 工 業	15.0	30.4	15.7
	うち 製 造 業	15.7	30.9	16.1
P	建設業および社会間接資本	5.9	24.0	5.5
	そ の 他	5.8	11.3	3.5
G	個 人 消 費 支 出	7.0	8.5	5.9
	政府の財貨・サービス 経 常 購 入	4.4	3.4	13.4
	総 投 資	10.8	38.0	20.0
N	うち 国内総固定資本形成	3.2	29.2	7.5
	財貨および用役の輸出 (控除)	40.1	60.8	0.2
E	財貨および用役の輸入	3.6	35.7	6.7

(注) 1970年不変価格による。

◇マレーシア、1975年度予算案を発表

マレーシア政府は昨年11月12日、1975年度(1~12月)予算案を議会に提出した。Datuk Hussein bin Onn 蔵相は予算演説のなかで、①最近の同国経済はゴム、木材等に対する海外需要の減退を主因に成長率の低下(1974年実績見込み+6.3%、前年+10.2%)を余儀なくされている状況にかんがみ、開発投資を主軸に財政支出を積極的に拡大する、②インフレの高進下、企業・個人のインフレ利得に対し超過利得税を導入するとともに、貯蓄の増強を図る(74年12月には国立貯蓄銀行を創設)、などの

方針を明らかにした。

本予算案の概要、次のとおり。

- (1) まず経常勘定では、歳出が、教育・保健衛生を主体とする社会福祉費の大幅増加などから4,595百万マレーシア・ドルと前年度実績見込み比21.0%増となるのに対し、歳入は、企業・個人に対する超過利得税(一定基準を超えた所得に対し新たに5%の税率を賦課)の創設にもかかわらず、国内経済の低迷持続から4,870百万マレーシア・ドルと同10.7%の伸びにとどまり、経常勘定の黒字は同49.2%減となる見込み。
- (2) 一方、開発勘定では、食糧の増産、石油等資源開発の推進を眼目に前年度に引き続き大幅な支出増大(前年度実績見込み比27.0%増)を図っており、収入面では上記経常勘定からの繰入れ減もあって、国内借入れ(新設の国立貯蓄銀行、被雇用者積立基金等による国債引受け)が、1,200百万マレーシア・ドル(同33.3%増)に拡大している。

マレーシアの1975年度予算案

(単位・百万マレーシア・ドル)

			1975年度	1974年度 (実績 見込み)	増減(Δ)率 %
経常 勘定	歳出		4,595	3,798	21.0
	うち 社会福祉費		1,542	1,206	27.8
	国防費		1,113	904	23.1
	歳入		4,870	4,400	10.7
	うち 税収		4,361	3,975	9.7
	経常勘定じり		337	664	Δ 49.2
開発 勘定	支出		2,406	1,894	27.0
	うち 運輸・通信		795	664	19.7
	農業		598	380	57.4
	公共事業		131	59	2.2倍
	収入		2,406	1,894	27.0
	うち 経常勘定繰入れ		337	664	Δ 49.2
	国内借入れ		1,200	900	33.3
	対外借入れ		210	10	21.0倍

(注) 「経常勘定じり」には調整項目を含まため、歳出入の差額とは一致しない。

◇マレーシア、金融緩和措置を発表

マレーシア中央銀行は2月3日、次のとおり商業銀行の預金準備率および預貸金金利を引き下げるとともに、商業銀行に対する貸出増加額規制を撤廃する旨発表した。

- (1) 商業銀行の預金準備率(Statutory Reserves Ratio)を、2月17日以降現行の10%から8.5%に引き下げ、

同時に merchant banks に対しても新たに準備預金制度を適用する(当面準備率は総預金の1.5%)。

- (2) 預金金利の引下げ(2月3日から実施)

	新	旧
貯蓄預金	年6.5%	年6.5%
定期預金		
1か月もの	4.0	4.5
3 "	6.0	6.5
6 "	6.5	7.0
9 "	7.5	8.0
12 "	8.5	9.0

ただし、2年もの、3年ものについては、従来どおり市中銀行と預金者との個別交渉にゆだねる。

- (3) 貸出金利の引下げ(2月3日から実施)

	新	旧
対政府・政府機関貸出	年9.0%	年9.5%
対民間貸出	9.5	10.0

- (4) 商業銀行等に対する貸出増加額規制を撤廃する。

同国では、不況の深刻化(実質成長率、73年10.2%→74年実績見込み6.3%)に対処して昨年11月、商業銀行の貸出増加額規制を緩和し(1月号「要録」参照)、政策の重点を景気対策に移行しはじめたが、今回の措置はこれをさらに一歩進めたもの。

◇シンガポール、流動性準備制度を一部変更

シンガポール金融管理庁は1月2日、流動性準備制度(注)の一部を変更し、新たに住宅抵当証券(ただし新規発行分のみ)を、2%を限度として流動比率規制上の準備資産に算入しうることとした(流動比率自体は変更なし)。

本措置は、頃来の物価高騰や金融引締めの影響から住宅建設部門が深刻な不振に陥っている状況にかんがみ、景気対策の一環として住宅金融の順便化を図るためにとられたもので、金融管理庁では、これによって市中銀行の個人住宅貸付は約1.3億シンガポール・ドル(市中銀行個人向け貸付残高の約20%)の増加となるものとみている。

(注) 現行の流動性準備制度は次の3本立となっている。

対象債務比率	準備資産
最低現金準備率 (minimum cash balance)	7%
流動比率 (minimum liquid assets)	10%
特別預託率 (special deposits)	74年3月以降一時停止

準備資産
第1線準備 10% 手持現金、金融機関預け金、コール・ローン、政府短期証券、期間1年以内の政府証券
第2線 // 10% 期間1年超の政府証券、期間3ヵ月以内の商業手形、期間3ヵ月以内の外貨ユーザンス手形、住宅抵当証券(新規)

◇シンガポール、預貸金金利を引下げ

シンガポール金融管理庁は1月25日、次のとおり市中預貸金金利を引き下げ、27日から実施する旨発表した。

(1) 措置の内容

イ. 貸出プライム・レートを年10.25%から同9.5%に引き下げる。

ロ. 預金金利を次のとおり引き下げる。

	新	旧
普通預金	年5.0%	年5.5%
定期預金1か月	5.5	6.0
3 "	6.75	7.5
6 "	7.25	8.0
9 "	7.75	8.5
12 "	8.0	9.0

ただし、1年超の定期預金金利については、従来どおり各銀行の自由裁量にまかせる。

ハ. 商業銀行等に対する貸出増加額規制(昨年3月以降実施)を撤廃する。

(2) 背景

同国では昨年7月、最低現金準備率を引き下げ(9→8%)、10月には、最低現金準備率の再引下げ(8→7%)と預貸金金利の引下げを実施、さらに11月には預貸金金利を再度引き下げるなど、漸次金融引締め政策を緩和してきたが、このところ内外需の減退から国内経済の不振がいつそう深刻化(実質GDP成長率73年11.0%→74年約5%)するに至ったため、海外金利の低下傾向をもながめて、本措置の実施に踏み切ったものとみられる。

◇ビルマ、為替レートを切下げ

ビルマ政府は1月25日、同国通貨(チャット)の23%切下げ(IMF方式)を実施した(新レート1米ドル=6.249チャット、従来4.814チャット)。

同国では、昨年8月以降、物価抑制および政情安定化(注)をねらって政府による小麦粉、砂糖、繊維品等消費物資の大量輸入が実施されていることから輸入が急増している(74年度<74年4月~75年3月>輸入見通し4.5億ドル、前年度比4.7倍)反面、輸出は一次産品価格の下落などから年度後半以降伸び悩み、外貨準備高はこのところ急減(11月末167百万ドル→1月25日現在21百万ドル)をみるに至ったため、本措置の実施に踏み切ったものとみられる。

(注) 同国では昨年6月、物資不足、インフレ高進に抗議して全国的規模の「米よこせデモ」が発生、さらに12月にはウ・タント前副連事務総長の遺体埋葬をめぐる民衆・学生の暴動が発生するなど、経済不振を底流とした政情不安が続いている。

◇インドネシア、預貸金金利の引下げ等を実施

インドネシア中央銀行は12月27日、市中預貸金金利の引下げと民間企業の外貨借入れ規制の撤廃を発表、翌28日から実施した。本措置の概要次のとおり。

(1) 国立商業銀行預貸金金利の部分的引下げ

イ. 預金金利

	旧	新	
普通預金	%		
50百万ルピアまで	3	} 据置き	
〃 超	4.5		
定期預金			
3か月未満	6	} 据置き	
3か月	9		
6か月	12		
12か月	18		15%
18か月	24	21	
24か月	30	24	
くじ付き貯蓄預金			
200千ルピアまで	18	} 据置き	
〃 超	9		

ロ. 貸出金利

カテゴリ-I

○米国のPL480号(余剰農産物処理法)に基づく食糧輸入資金	} 6	} 据置き	
○PL480号に基づく非食糧輸入ならびに肥料の輸入・販売および米作等関連資金			
○綿花生産、畜産、砂糖精製、繊維および公共輸送等関連資金	} 18		} 15
○輸出関連資金			
○統制物資(セメントなど)の輸入・販売資金	} 18		
○その他の生産・販売資金			24

カテゴリ-II

○カテゴリ-I、II以外の資金	} 24	} 据置き

カテゴリ-III

○カテゴリ-I、II以外の資金	} 24	} 据置き

(2) 民間企業に対する外貨借入れ規制(注)(1974年4月以降実施)の廃止。

(注) 民間企業の外貨借入れ(ただし期間15年以上の長期借入れ、輸入決済資金に充当する借入れ等を除く)につき、その30%を中銀行に無利息で預託させるもの。

同国では、4月のインフレ抑制措置(49年5月号「要録」参照)の実施後国内金融は漸次ひっ迫化傾向をたどり、最近では、繊維、木材、鉄鋼2次加工などを中心に生産活動停滞化の兆しがみえはじめているため、消費者物価が食料品を中心にこのところやや着きぎみ(前年比上昇率、4~6月47.1%→10月35.5%)に推移していることもあり、本緩和措置の実施に踏み切ったものとみられる。

◇インドネシア、1975年度予算案を発表

インドネシア政府は1月6日、1975年度(75年4月~76年3月)予算案を議会に提出した。本予算案では、74年度に引き続き石油収入の大幅増加を見込んでおり、これをてこに工業化の促進、農業の振興などの産業開発ならびに教育・文化面の充実を図るべく、2年度連続の大幅な歳出拡大(対前年度比+73%、前年度予算の対前々年度比+83%)となっている。概要は次のとおり。

(1) 歳入は、石油会社税(歳入に占める割合は56%)の急増(前年度比2.4倍)から総額2兆7,347億ルピア(約66億

ドル)と前年度比73%の大幅増加。なお、外国援助は5.7億ドルと若干の増額(前年度比12%)を見込んでいるものの、歳入全体に占める割合は前年度の14%から9%に低下。

(2) 一方歳出は、歳入増加をそのまま映じて前年度比73%の増加(引き続き収支均衡を維持)となっているが、このうち経常支出は同53%増に抑えられているのに対し、開発支出が鉱工業部門(同8.8倍)、農業部門(同2.6倍)および教育・文化費(同2.1倍)の急拡大を主因に同2.1倍の急増となっている。

◇インド、預金準備率等を引下げ

インド準備銀行は10月29日、同国食糧公社による食糧買上げ金融の円滑化などを図るため、概要次のような一連の金融措置を実施する旨発表した。

- (1) 預金準備率を12月14日と28日の2回にわたって各0.5%引き下げる(5→4%)。
- (2) 流動性比率を12月28日に1%引き下げる(40→39%)。
- (3) 食糧公社に対する商業銀行の貸付が30億ルピーを超えた場合はその超過分の50%、45億ルピーを超えた場合はその超過分全額を準備銀行がリファイナンスする。
- (4) 準備銀行は各商業銀行に対し、手形再割引率(9月27日現在の手持ち国内手形残高の10%)を設定するとともに、この枠を超える分についても、10~15%の特別レート(通常レート9%)により再割引に応ずる。

同国では昨年7月の公定歩合引上げ以降引締め政策を堅持しているが、食糧公社による新穀買上げ開始に伴って同公社への融資が拡大し、商業銀行の資金繰りがかなり窮迫している実情にかんがみ、「総需要抑制策の範囲内で、一応4月までの一時的な措置」(準備銀行総裁)として、今回の部分的緩和措置を実施したもの。

◇豪州、繊維輸入規制を発表

豪州政府は12月3日および9日、一部繊維品の輸入につき、輸入割当て枠(72年7月~73年6月の輸入数量実績を基準)を設け、枠を超える輸入については、むこう1年間次のとおり超過関税を賦課することとした旨、発表した。

対象品目	枠内関税	枠外関税
衣料用アクリル糸	輸入額の15%	4豪ドル/kg
化合繊維ニット生地	22.5%	2 / / /m ²
毛羽立ちタオル	41%	2 / / /m ²
ポリアミドおよびポリエステル原糸	15%	1 / / /kg

インドネシアの1975年度予算案

(単位・億ルピア)

		1975年度	1974年度	増加率
歳 出	経常支出	14,663	9,616	52.5%
	うち人件費	6,024	4,051	48.7%
	物件費	2,672	1,747	53.0%
	地方自治体交付金	2,793	1,684	65.9%
	開発支出	12,684	6,157	2.1倍
	うち農業部門	3,153	1,209	2.6%
	鉱工業部門	1,129	128	8.8%
	運輸・観光部門	1,565	1,114	40.5%
	教育・文化	1,196	557	2.1倍
	地域開発	1,687	1,277	32.1%
計	27,347	15,773	73.4%	
歳 入	経常収入	24,961	13,634	83.1%
	うち石油会社税	15,400	6,537	2.4倍
	関税	2,214	1,673	32.3%
	外国援助	2,386	2,139	11.6%
計	27,347	15,773	73.4%	

化合繊維物	〃	40%	30 豪セント/m ²
下着類	〃	42%	2.5豪ドル/着

同国繊維産業は、頃来の国内需要の停滞や韓国、台湾等からの安値輸入品の増加などから業況不振に陥っていたが、最近ではさらにタイ、フィリピン等東南アジア諸国からの輸入も増加しつつあるため、今回産業援助委員会(IAC)の勧告に基づき本措置の実施に踏み切ったものの。

◇豪州、自動車の輸入数量制限措置を発表

豪州政府は1月28日、自動車(完成乗用車)の輸入数量規制を2月から実施する旨発表した。同規制の概要は次のとおり。

- (1) 完成車の輸入台数を、2～4月中は月間5,500台に、5月以降は同7,500台にそれぞれ制限する。
- (2) 実施期間はむこう1年間とするが6ヵ月経過後に産業援助委員会(IAC)が状況を調査し、本措置を継続するか否かを決定する。

同国では、74年初来自動車の輸入が急増し、これが国内自動車産業の業況を著しく圧迫している事情にかんがみ、11月13日には輸入車に対する関税を引き上げた(12月号「要録」参照)が、なお12月中の輸入台数が17,666台(うち日本車は14,400台、82%)と、国内新規登録台数の5割以上を占めるに至ったため、今回あらためて数量制限措置の実施に踏み切ったもの。

◇ニュージーランド、新経済政策を発表

ニュージーランド政府は12月13日、Cost of Living Order(賃金等に関する規制)の改訂および農業、輸出版業、住宅建設部門に対する融資拡大策を中心とする一連の措置を発表した。主な内容、次のとおり。

(1) Cost of Living Order の改訂

75年1月15日以降、週給の75NZドル以下の部分につき、一律4%の賃金上げを認める。なお社会保障受給者については、74年下半期の生計費の上昇分を全額補償する(補償額は74年第4四半期のCPIが判明次第決定)。

(2) 中央銀行による市中預託の実施

1～3月期の季節的金融ひっ迫に対処するため、中央銀行は市中銀行に対し50万NZドルの特別預託(special deposit)を行う。

(3) 肥料補助金の増額等の検討

肥料価格の上昇に対処して肥料補助金を増額するとともに、農家収入安定化のための諸措置を検討する。

(4) 輸出関連融資限度の引上げ

輸出金融優遇制度(The Export Credit Assistance Scheme)に基づく輸出業者への融資限度を、従来の輸出額の25%(ただし250千NZドル以下)から同50%(ただし1百万NZドル以下)へ引き上げる。

(5) 法人税の延納措置

企業金融のひっ迫に対処して、75年3月の法人税支払につき4ヵ月間の延納を認める(延滞利息、年利7.5%)

(6) 住宅融資の拡大

住宅建築を促進するため、貯蓄銀行の政府証券保有率(government security ratios)を1%引き下げる(53→52%、74年12月16日実施)。

同国では、秋以降物価はやや落ち着きをみせている反面、生産・投資活動は、引締め効果の浸透や輸出の不振を映じて漸次停滞の度合いを深めているため、今般所得政策の若干の手直しとともに、景気てこ入れをねらって上記一連の措置を打ち出したものとみられる。

◇パプア・ニューギニア地域、新通貨発行を決定

パプア・ニューギニア(豪州の統治領)の行政府は12月7日、同自治領独自の新通貨を75年4月19日から発行する旨発表した(現在は豪ドルを使用)。新通貨の概要、次のとおり。

(1) 通貨名称 キナ(KINA)、トア(TOEA)、1キナ=100トア

(2) 為替レート 1キナ=1豪ドル(ただし75年末まで。その後はあらためて設定)

(3) 発行単位 紙幣、5、10、20各キナ

硬貨、1キナおよび1、2.5、10、20各トア

同国では、75年6月に予定されている完全独立に向けて自立経済の確立を急いでおり、その一環として今回新通貨の発行を決定したものの。

共産圏諸国

◇中国、全国人民代表大会を開催

中国では、第4期全国人民代表大会(注)が1月13日から17日まで北京で開催され(前大会は64年12月～65年1月)、憲法の改正、政府活動報告の採択、国家機関の主要人事の決定などが行われた。このうち周恩来首相による経済関係報告の要点は次のとおり。

(1) 第3次5ヵ年計画(1966～70年)は超過達成され、第4次5ヵ年計画(1971～75年)も達成の見込みである。

(2) 74年の農業総生産額は64年に比べ51%増、工業総生産額は同2.9倍に達した(なお、穀物、粗鋼、化学肥料

政府活動報告による中国の生産動向

	1974年の 64年に対 する増加 率	同 期 間 年率増加率	(注1)	(注2)
			1964年の推 定生産水準	1974年の推 定生産水準
農 業 生 産	51 %	4.2 %	n. a.	n. a.
工 業 生 産	2.9 倍	11.2 %	n. a.	n. a.
穀 物(注3)	2.4 %	3.6 %	108 百万トン	259 百万トン
綿 花(注3)	5.7 %	7.2 %	44.45万トン	253 万トン
発 電 量	3.0 %	11.6 %	360 億KW/h	1,080 億KW/h
粗 鋼	2.2 %	8.2 %	10 百万トン	22 百万トン
石 炭	1.91 %	6.7 %	200 %	382 %
石 油	7.5 %	22.3 %	8 %	60 %
化 学 肥 料	4.3 %	15.7 %	4.2 %	18.1 %
ト ラ ク タ ー	6.2 %	20.0 %	126 千台	781 千台
綿 糸	1.85 %	6.3 %	n. a.	n. a.
化 学 繊 維	4.3 %	15.7 %	n. a.	n. a.

(注1) 米国国務省推定。ただし穀物と棉花は中国発表の1949年水準。

(注2) 中国の発表伸び率をもとに日本銀行調査局推定。

(注3) 1949年に対する増加率。

など主要生産品の伸び率についても上表のとおり発表)。

(8) 長期的経済建設構想として、①まず第1段階として1980年までに独立した比較的整った工業・経済体系を

打ち立て、②第2段階として今世紀末までに農業、工業、国防、科学技術の近代化を実現して同国経済を世界の前列に立たせることを明らかにするとともに、これが実現のため今後10か年、5か年、単年度の各経済計画を作成する。

(4) 経済路線については、「農業を基礎とし工業を導き手とする」基本路線の下で、「農業、軽工業、重工業の順序で国民経済計画を進める」との従来の方針を確認したほか、はじめて「自力更生を主とし、外国の援助を獲得することを補助とする」とし、今後「外国援助」の獲得をも重視

していくことを示唆。

(注) 中国共産党の指導下にある国家の最高機関で、省、自治区、直轄市、人民解放軍の各選出する代表によって構成され、原則年1回開催。本大会において法律の制定・改廃、国務院総理、国務院構成メンバー等の任免、国民経済計画や国家予算の承認などが行われる。